

★ 広島県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三十七号）（総務課）

一 改正の要旨

県が出資する法人の運営の透明性・客観性の向上を図ることを目的として、情報公開の努力義務が適用される法人の範囲を拡大するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十三年八月一日